



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年2月19日(金) 第9877号

目次

	ページ
<b>規 則</b>	
○群馬県小水道条例施行規則の一部を改正する規則(食品・生活衛生課)	2
○群馬県水道法施行細則の一部を改正する規則(同)	2
<b>告 示</b>	
○保安林の指定施業要件の変更(森林保全課)	3
<b>公 告</b>	
○都市計画道路の変更に係る縦覧(都市計画課)	3
○道路位置の指定(建築課)	4
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○政治団体の名称等	4
○政治団体の異動事項	5
○政治団体の解散届出	6
○資金管理団体の名称等	7
○資金管理団体の異動事項	7
○資金管理団体の指定の取消し等	7

■規則

群馬県小水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年二月十九日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第十四号

群馬県小水道条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県小水道条例施行規則(昭和三十三年群馬県規則第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第五条ただし書中「第三条第一項第四号」を「第三条第一項第三号」に改める。

第七条第一項中「休止又は廃止をしようとする区域を明らかにする図面を添えて」を「次に掲げる書類を添付して」に改め、同項に次の各号を加える。

一 休止又は廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないことを証する書類

二 休止又は廃止をしようとする給水区域を明らかにする図面

第十一条中「(市町村以外の者にあつては当該市町村長及び所轄保健所長)を経由」を「を経由するものとし、保健所長に提出する書類は、正本一通とし、所轄保健所長に提出」に改める。

別記様式第一号中「印」及び「3 給水しようとする区域の隣接市町村との境界線」を削り、「4 給水区域」を「3 給水区域」に改め、注を削る。

別記様式第一号の二及び別記様式第二号中「印」を削る。

別記様式第三号中「群馬県知事」を「群馬県知事 〇〇〇」に改め、「印」を削り、「5 休止又は廃止の理由」を

「5 休止又は廃止の理由  
添付書類

1 休止又は廃止により公共の利益が阻害されるおそれがない ことを証する書類

2 休止又は廃止をしようとする給水区域を明らかにする図面  
別記様式第三号の二中「印」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の第七条第一項の規定によりなされている申請は、改正後の同項の規定によりなされた申請とみなす。

群馬県水道法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年二月十九日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第十五号

群馬県水道法施行細則の一部を改正する規則

群馬県水道法施行細則(昭和三十四年群馬県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第六号までの規定中「五」を削る。

様式第七号中「印」を「印々」に改め、「なほ、添付書類には水道法施行細則の別記様式第三号の二及び別記様式第二号中「印」を削る。

様式第八号から様式第十二号までの規定中「五」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

**■ 告 示**

## ◎群馬県告示第38号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年2月19日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 北群馬郡吉岡町（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的 水害の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐は、択伐による。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 北群馬郡吉岡町（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
北群馬郡吉岡町（次の図に示す部分に限る。）
      - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び吉岡町役場に備え置いて縦覧に供する。

**■ 公 告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、前橋都市計画道路を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和3年2月19日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋都市計画道路 3・3・78号 昭和大橋大胡線
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 前橋市東善町地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県前橋土木事務所及び前橋市都市計画部都市計

画課

4 縦覧期間 令和3年2月19日から同年3月5日まで

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和3年2月19日

群馬県知事 山本 一 太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員 メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項第5号に規定する道路	邑楽郡明和町新里618-4	延長 47.00 幅員 6.00	群馬県指令太土第30145-1号 令和3年1月14日

■選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和3年2月19日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下 智 満

1 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部		届出年月日
立憲民主党群馬県太田市支部	八木田恭之	登田剛	太田市東金井町917
	○		令和3年1月21日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日		
黒澤佳代子後援会	森敏則	荒木紀子	邑楽郡大泉町坂田4-14-17

	令和3年1月13日		
群馬うまれ群馬そだち	野木大史	宮崎岳志	前橋市朝日町4-18-21
	令和3年1月13日		
前橋を守る会	小岩井宏	小岩井楓	前橋市岩神町1-14-12
	令和3年1月6日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和3年2月19日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党群馬県医師連盟支部	会計責任者の氏名	猿木和久	永山雅之	令和2年6月25日
自由民主党群馬県宅建支部	代表者の氏名	桜井文雄	長井貞二	令和3年1月7日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
群馬県医師連盟	会計責任者の氏名	猿木和久	永山雅之	令和2年6月25日
群馬県飲食業政治連盟	会計責任者の氏名	松田和典	桑原勝宏	令和2年6月1日
群馬県獣医師連盟	政治団体の名称	群馬県獣医師連盟	群馬県獣医師政治連盟	令和3年1月21日
群馬県宅建政治連盟	代表者の氏名	桜井文雄	長井貞二	令和3年1月7日
群馬県電気工事工業組合政治連盟	代表者の氏名	高草木茂	小谷野一彦	令和2年3月22日
群馬県木材産業政治連盟	代表者の氏名	平方宏	一場章良	令和2年5月26日
	会計責任者の氏名	半藤和之	田中功	令和2年5月26日

高友会	会計責任者の氏名	加野啓二	石岡弘	令和2年 11月30日
佐藤しょうへい後援会	代表者の氏名	佐藤祥平	阿佐美菊男	令和3年 1月14日
武井俊一後援会	会計責任者の氏名	武井俊一	武井勇	令和3年 1月5日
翼会	主たる事務所の所在地	太田市由良町1556-7	太田市由良町1017-3	令和3年 1月12日
電機連合群馬地協政治活動委員会	代表者の氏名	芳賀憲一	関根悟	令和3年 1月18日
豊嶋孝男後援会	主たる事務所の所在地	前橋市柏倉町2643-1	前橋市苗ヶ島町1118	令和3年 1月5日
羽生田たかし群馬後援会	会計責任者の氏名	猿木和久	永山雅之	令和2年 6月25日
森まさや後援会	会計責任者の氏名	森雅哉	森文香	令和3年 1月20日
立憲主義を守る群馬の会	主たる事務所の所在地	前橋市総社町総社2905-5	前橋市大手町3-1-10	令和3年 1月28日

◎群馬県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和3年2月19日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
赤城倶楽部	佐田玄一郎	令和2年12月31日
大沢正明後援会	大沢正明	令和2年12月31日
黒岩忠雄後援会	佐藤美好	令和2年12月31日
小暮けんじを育てる会	小暮堅志	令和3年1月12日
佐田玄一郎後援会	佐田玄一郎	令和2年12月31日
戸丸忠道後援会	戸丸忠道	平成30年12月31日
前橋再生を実現する会	北爪一郎	令和2年12月31日

◎群馬県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和3年2月19日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
佐藤祥平	前橋市議会議員	佐藤しょうへい後援会	前橋市天川原町1-35-1	令和3年1月15日

◎群馬県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により届出のあった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和3年2月19日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

法第19条第3項第3号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
松川翼	翼会	主たる事務所の所在地	太田市由良町1556-7	太田市由良町1017-3	令和3年1月12日

◎群馬県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和3年2月19日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
小暮堅志	小暮けんじを育てる会	令和3年1月12日

佐田玄一郎	佐田玄一郎後援会	令和2年12月31日
-------	----------	------------

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111